

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大豊建設株式会社			コード	1822
提出日	2024/6/3		異動（予定）日	2024/6/27	
独立役員届出書の提出理由		2024年6月27日開催予定の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	内藤 達次郎	社外取締役	○													○	有
2	藤田 和弘	社外取締役	○								△						有
3	大島 義孝	社外取締役	○								△					訂正・変更	有
4	渥美 陽子	社外取締役	○													○	有
5	神谷 宗之介	社外取締役	○													○	有
6	加藤 智治	社外取締役	○													○	有
7	大角 良昭	社外監査役	○													○	有
8	武内 正一	社外監査役	○													○	有
9	市場 典子	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	内藤達次郎氏は、長年大手総合商社での実務経験を有されるとともに、大手IT企業において経営陣の一人としてマネジメントにあたられた経験を有しております。事業会社における豊富な経験とIT分野を中心とした幅広い知見をもとに、独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
2	藤田和弘氏は、公認会計士であり、当社は同氏が代表を務める藤田公認会計士事務所に対し特別委員会の報酬の支払いがあります。ただし、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	藤田和弘氏は、公認会計士としての長年の経験とともに、ビジネスコンサルタントとして企業経営に関する経験と専門性の高い知見を有しております。独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と企業会計・企業財務の専門的な助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
3	大島義孝氏は、弁護士であり、当社は同氏が2023年8月まで代表弁護士を務めていた東京ベイ法律事務所に対し特別委員会の報酬の支払いがあります。ただし、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大島義孝氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、他社において社外監査役を務められております。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	渥美陽子氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、他社において社外監査役を務められております。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	神谷宗之介氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、他社において社外取締役を務められております。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	加藤智治氏は、経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しており、他社において社外取締役を務められております。これら知見と経験をともに独立した客観的立場からの業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これら知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。

7	該当事項はありません。	大角良昭氏は、長年にわたり国税行政に携われ、税務会計に関する知見と豊富な経験を有しており、現在当社の社外監査役として中立かつ公正な立場で適切な監視・監督を行い、その職責を十分に果たしていることから、社外監査役に選任しております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
8	該当事項はありません。	武内正一氏は、公認会計士、税理士として企業会計・財務に関する豊富な知見と経験を有しており、現在当社の社外監査として中立かつ客観的な立場で適切な監視・監督を行い、その職責を十分に果たしていることから、社外監査役に選任しております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
9	該当事項はありません。	市場典子氏は、公認会計士として公開会社の会計監査に従事され、豊富な経験と会計・財務に関する専門的知見を有しており、現在当社の当社の社外監査役として客観的かつ公正な立場で適切な監視・監督を行い、その職責を十分に果たしていることから、社外監査役に選任しております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準を当社ウェブサイトに掲載しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。